

(要介護認定調査検討会資料)

2000.9.29

一次判定ロジックの問題点

日医総研 川越雅弘

(内 容)

1. 厚生省一次判定ロジックの構築方法

- 1) ケア内容別ケア時間の測定方法
- 2) 実測データの構成イメージ
- 3) 樹形図の作成方法

2. 一次判定ロジックの問題点

- 1) 自立、要支援等のケア時間による区別の困難さ
- 2) 痴呆の評価の不適切性
- 3) ケアにかかる手間と時間の関係の矛盾

3. 要介護度総合分類方法の紹介

- 1) 要介護度総合分類方法の基本的考え方

1. 厚生省一次判定ロジックの構築方法

1) ケア内容別ケア時間の測定方法

- ① 施設でのケア内容を、特養をベースにコード化(312種類)
- ② 実際に提供されているケア時間を、ケアコード毎に調査
(2日間、24時間の1分間タイムスタディ)
- ③ 測定結果を、高齢者毎に、ケア内容別ケア時間として整理

2) 実測データの構成イメージ（図1参照）

- ① 高齢者属性73項目および7つの中間評価項目スコア
- ② ケア内容別ケア時間
…312コード毎の時間を、9つの領域別ケア時間に整理

3) 樹形図の作成

各領域別ケア時間を目的変数に、高齢者属性および中間評価項目スコアを説明変数にして、市販の統計ソフト(S-Plus のTree)

にかけ、樹形モデルを作成。

- 73項目とその区分、中間評価項目とそのスコアは、分岐(グループ分け)の条件に使用。
- 実測ケア時間は、分けられた各グループに属する人に割り当てられる推計ケア時間に使用。

図1. 一次判定に使用されるデータベースの構成イメージ

ID	73の調査項目										7つの中間評価項目毎のスコア									
	各領域別のケア時間										各問題別評価時間									
	日常生活介助					介護					機能					問題				
						食事	排泄	入浴	移動		介助	訓練	操作	行動	問題	問題	問題	問題	問題	問題
	1	2	…	312	整容	排泄	移動				介助	訓練	操作	行動	問題	問題	問題	問題	問題	問題
1	5.0分	3.5分	…	0.5分	5.0分	8.9分	21.5分	3.0分	2.1分	8.9分	15.0分	3.0分	0.0分	普通	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2	4.2分	2.5分	…	…	7.0分	2.5分	15.0分	0.4分	2.3分	2.5分	3.5分	2.0分	0.5分	普通	あり	なし	なし	なし	なし	なし
3	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
4	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
5	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
6	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
7	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
8	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
9	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
3403	0.9分	1.5分	…	0.2分	2.2分	0.5分	4.0分	0.3分	2.0分	1.0分	1.2分	0.6分	3.0分	普通	あり	あり	あり	あり	あり	あり
平均	6.7分	4.7分	…	7.5分	5.6分	4.2分	20.1分	3.5分	7.2分	20.1分	10.1分	3.0分	2.0分	普通	あり	あり	あり	あり	あり	あり

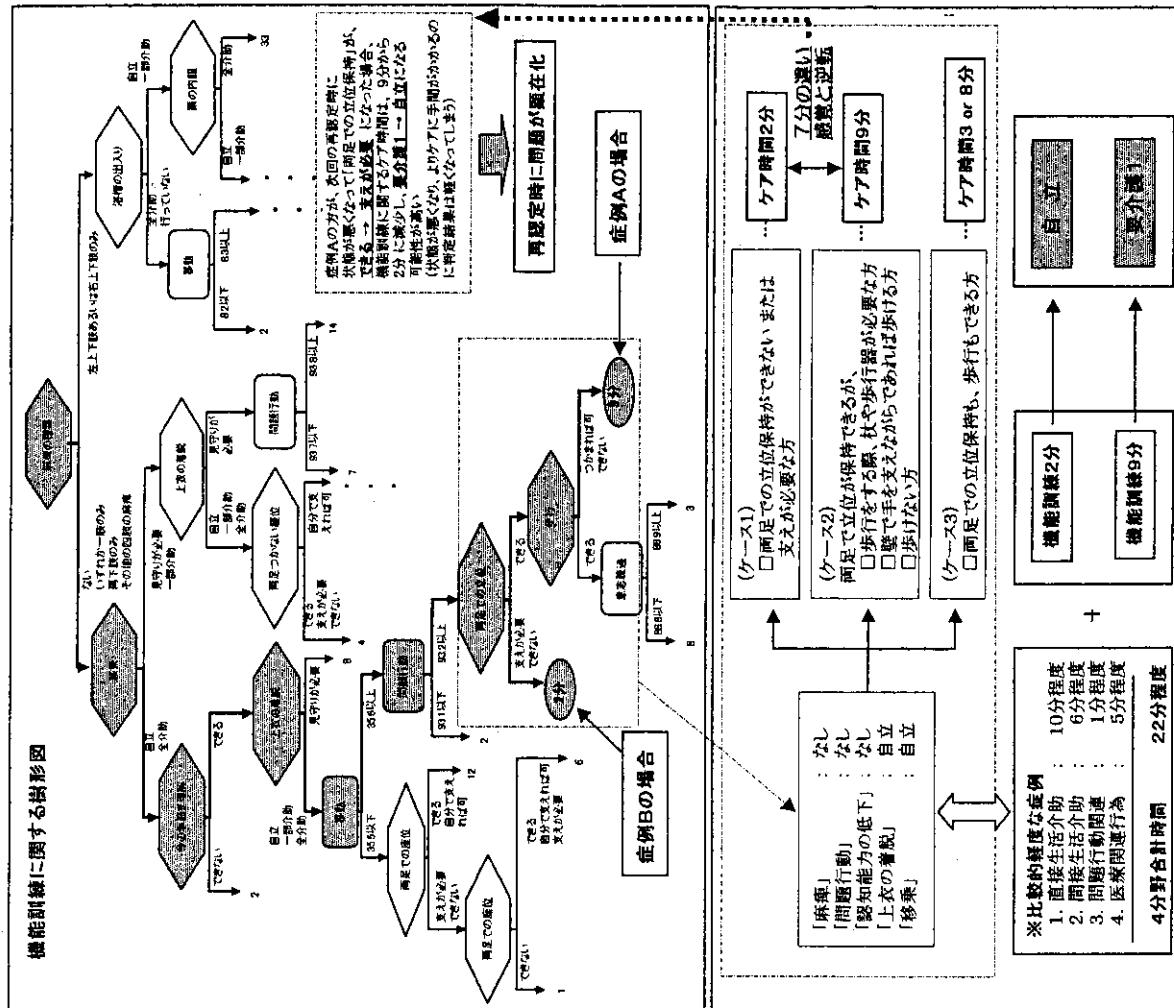
各グループへの割り当て時間に使用

グレーブ分けの条件に使用

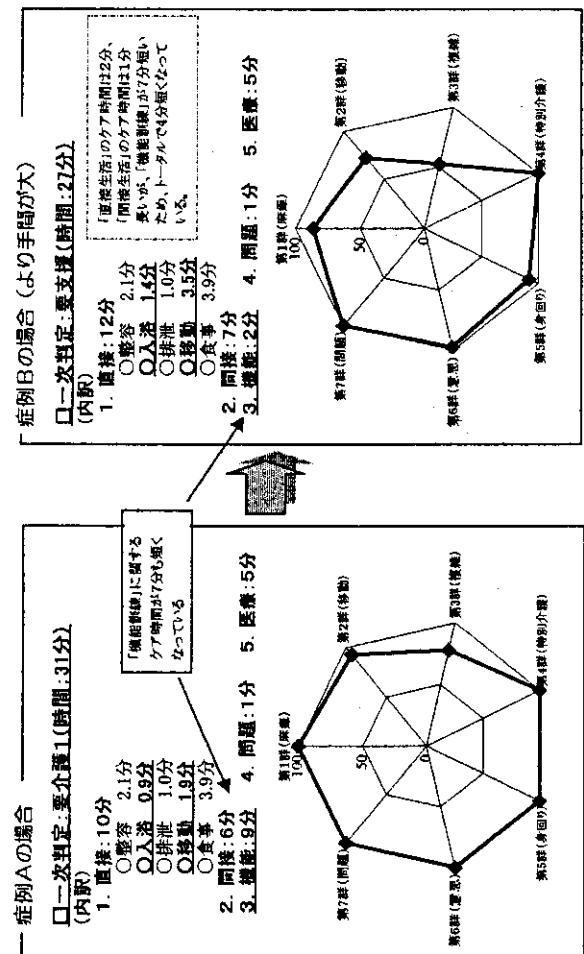
-問題点1-「自立」「要支援」「要介護1」等の区分が不明確で、説明がつかない例

(症例Aおよび症例Bの比較) 詳細不明

		症例A(要介護1)		症例B(要支援)	
中間評価項目群名		項目名	評価	スコア	評価
第1群 麻痺・拘縮	麻痺(その他) 膝関節拘縮	「なし」「なし」	「あり」「あり」	100	86.4
第2群 移動	寝返り 起きあがり 両足つかない座位 両足での座位	「できる」「できる」 「つかまれば可」「つかまれば可」 「できる」「できる」 「できず」「できず」	「つかまれば可」「つかまれば可」 「支えが必要」 「つかまれば可」 「つかまれば可」	93.0	72.5
第3群 複雑動作	立ち上がり 片足での立位保持 浴槽の出入り	「つかまれば可」「支えが必要」 「自立」	「つかまれば可」「できまい」 「一部介助」	77.5	52.5
第4群 特別介護	—	「自立」「できる」等	「自立」「できる」等	100	100
第5群 身の回り	ボタンかけはずし	「自立」	「全介助」	100	91.6
第6群 意思疎通	能力	「普通」	「大声が聞き取れる」	100	97.3
第7群 問題行動	—	「なし」	「なし」	100	100



程度が症例の場合、数分の違いで、「自立」「要支援」「要介護1」のどこにでも入る可能性がある。時間での区分には限界があり、扶養費で区分すべき。このことは、訪問調査者が変わった場合、若干の評価の違いで、自立性をそごう可能性が高まる(フレームの増加)ことを示唆している。



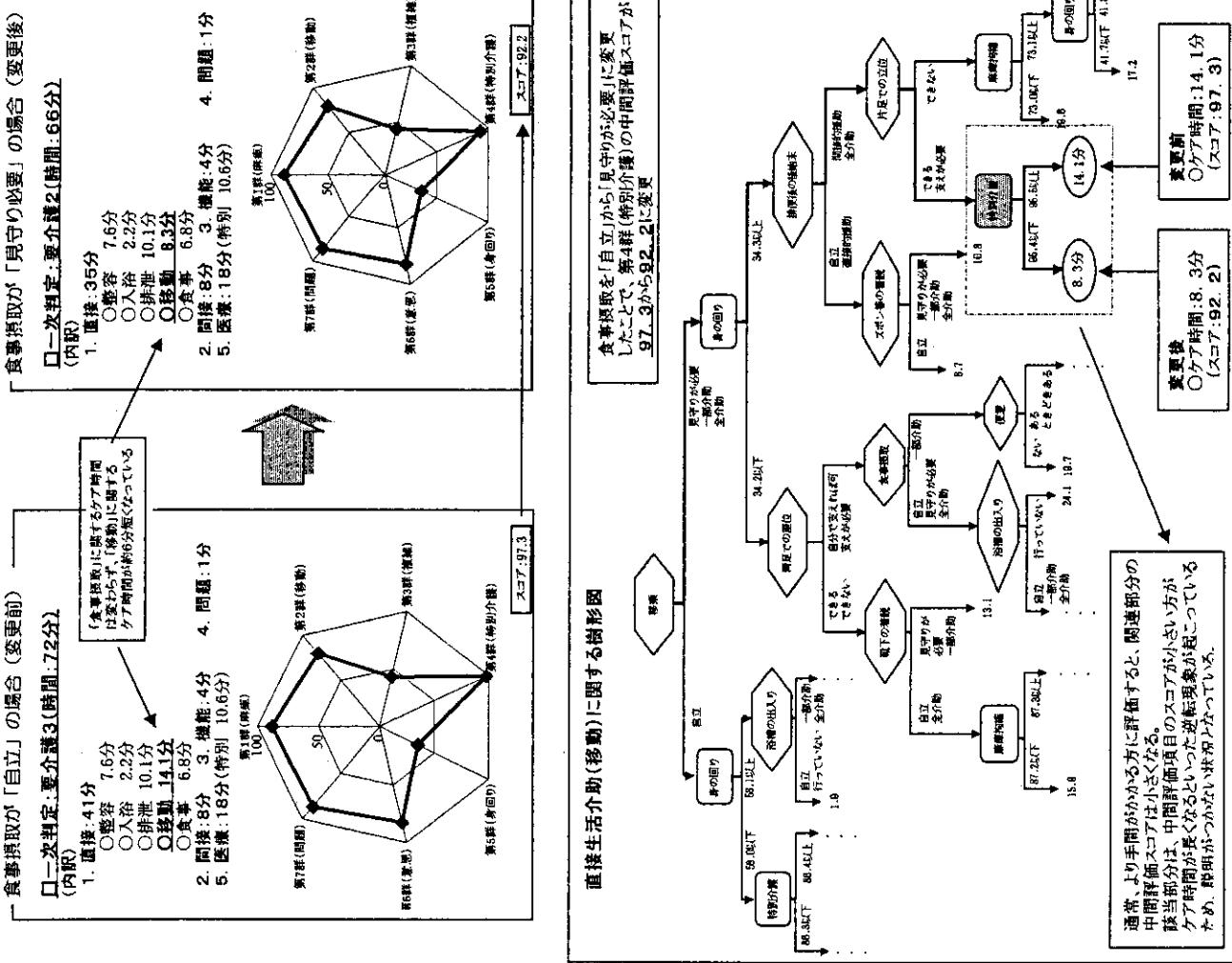
-問題点3- 手間がかかる方に変更したにも関わらず、判定結果が軽くなってしまう例

要介護3から要介護2に下がったケース

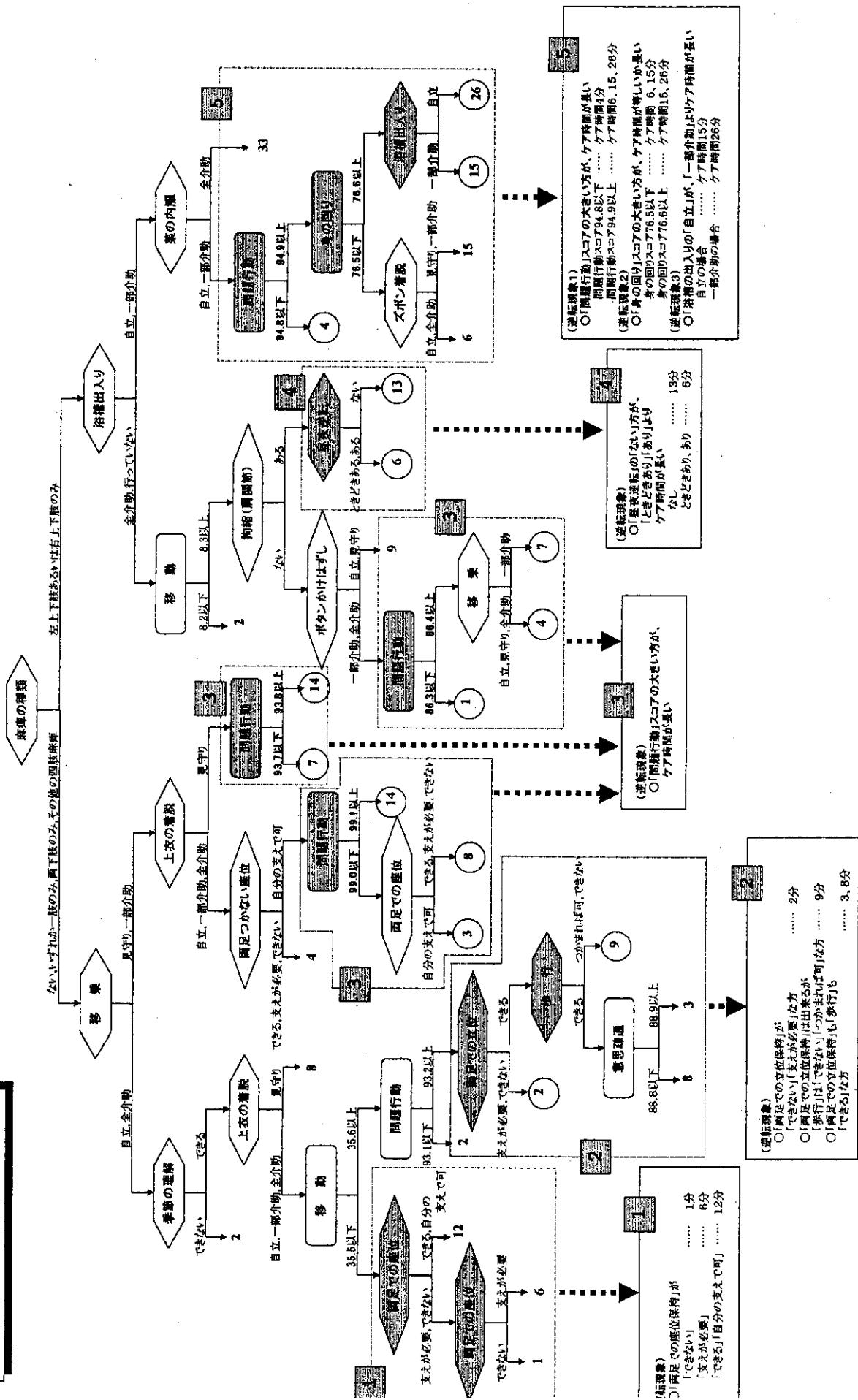
卷之三

卷之三

変更前(要介護3)		変更後(要介護2)	
中間評価項目群名	項目名	評価	スコア
第1群 麻痺・拘縮	右上肢麻痺 右下肢麻痺	「あり」 「あり」	「あり」 「あり」
第2群 移動	裏返り 起きあがり 両足での立位保持	「つかまれば可」 「つかまれば可」 「支えが必要」	「つかまれば可」 「つかまれば可」 「支えが必要」
	歩行 移乗	「つかまれば可」 「見守りが必要」	「つかまれば可」 「見守りが必要」
第3群 慢性動作	立ち上がり 片足での立位保持	「つかまれば可」 「支えが必要」	「つかまれば可」 「支えが必要」
	浴槽の出入り 洗身	「一部介助」 「全介助」	「一部介助」 「全介助」
第4群 特別介護	排尿後の後始末 排便後の後始末 食事摂取	「間接的援助」 「間接的援助」 「自立」	「間接的援助」 「間接的援助」 「見守りが必要」
		97.3	92.2
第5群 身の回り	口腔清潔 洗顔 つめ切り ボタンかけはずし 上衣の着脱 ズボン等の着脱 居室の掃除 薬の内服 金銭の管理 ひどい物忘れ	「全介助」 「全介助」 「全介助」 「一部介助」 「一部介助」 「一部介助」 「全介助」 「一部介助」 「全介助」 「あり」	「全介助」 「全介助」 「全介助」 「一部介助」 「一部介助」 「一部介助」 「全介助」 「一部介助」 「全介助」 「あり」
第6群 意思疎通	聽力 日課の理解 短期記憶	「やっと聞こえる」 「できない」 「できない」	「やっと聞こえる」 「できない」 「できない」
第7群 問題行動	感情不安定 昼夜逆転 大言を出す	「あり」 「あり」 「あり」	「あり」 「あり」 「あり」

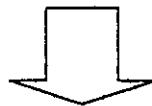


機能訓練実験用の樹形図



【一次判定ロジックに求められるもの】

- 1) 納付対象となるか否か、施設入所が可能か否かの判定部分の明確化
- 2) 対象者の状態の変化に対応した正しい認定
 - 今後の認定の多くは更新認定。対象者の状態が変化した場合に、手間のかかり具合からみて、妥当な認定結果かどうか(状態が悪くなったにも関わらず、認定が軽くなることはないか)
- 3) 在宅ケアと施設ケアの整合性



現在の一次判定では、ケア時間を絶対的なものとしているが、タイムスタディ調査によるデータの精度の問題等も考えると、分類の基本構造(状態像)を想定した上で、その分類の分岐基準や給付額との対応をタイムスタディ調査により裏付ける方法とすべき

3. 要介護度総合分類の概要

本分類は、高齢者の状態像を IADL (Instrumental Activities of Daily Living)、ADL (Activities of Daily Living)、痴呆状態及び医学的管理等、現場の感覚に合うように、かつ総合的な視点からの分類を試みたものである。具体的には、まず、ケアを要する高齢者の状態像を、IADL、ADL、痴呆状態から 3 つに整理し、その上でそれぞれを医学的管理の程度によってさらに 2 つに分け、合計6つに分類している(表 I - 1)。なお、IADL に問題がない場合を「非該当(自立)」と判定している。

表 I - 1 要介護度総合分類の状態像

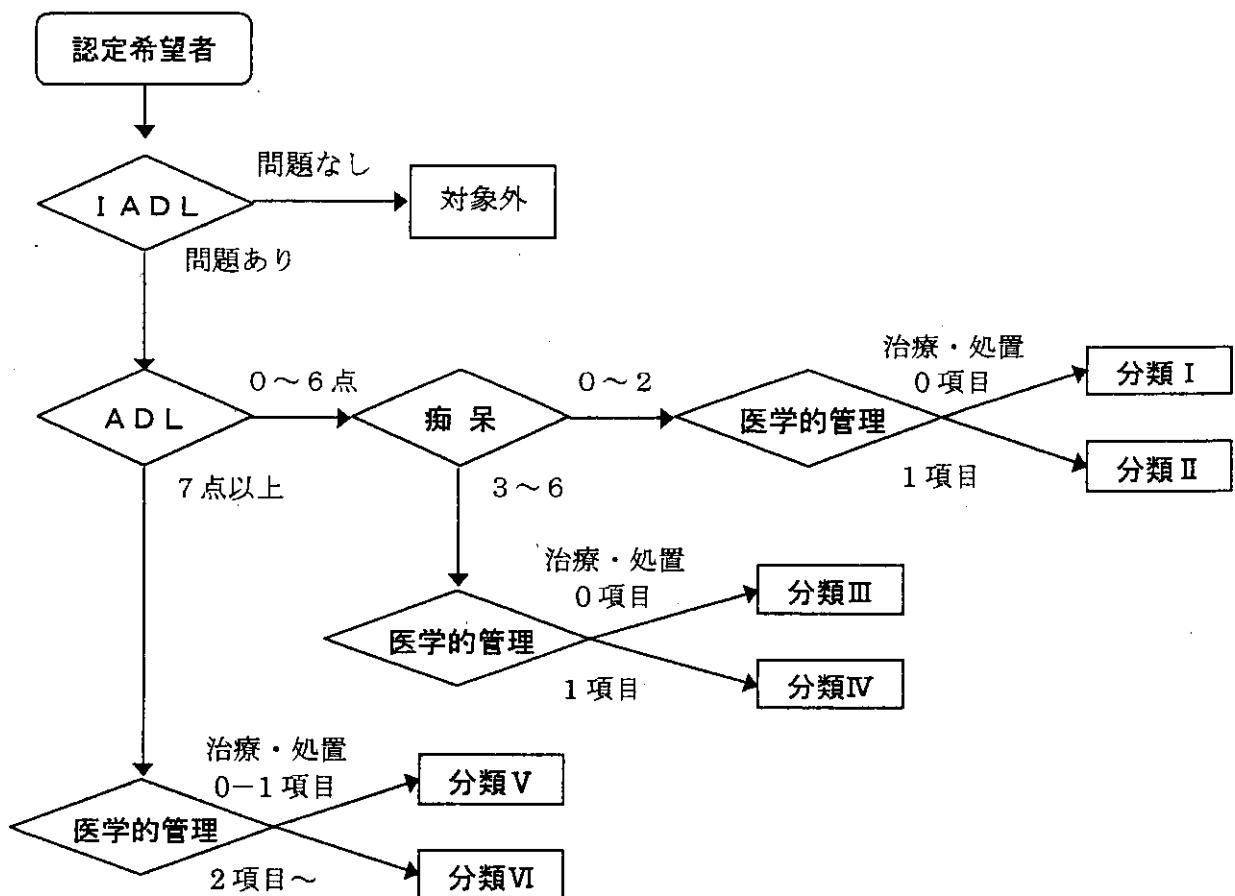
分 類	状 態 像
分類 I	<u>IADL(家事や金銭管理の能力)が低下</u> ADL 介助はあっても、部分的援助に限られる 痴呆による問題はあっても、軽度である
分類 II	分類 Iと同じだが、 <u>医学的管理が中程度以上</u>
分類 III	IADL(家事や金銭管理の能力)が低下 ADL 介助はあっても、部分的援助に限られる 痴呆による問題が中程度以上ある
分類 IV	分類 IIIと同じだが、 <u>医学的管理が中程度以上</u>
分類 V	IADL(家事や金銭管理の能力)が低下 <u>ADL 介助が中程度以上必要</u> 痴呆による問題は問わない
分類 VI	分類 Vと同じだが、 <u>医学的管理が中程度以上</u>

次に、各状態を規定するアセスメント項目とその分岐点の決定以上の状態像を決めるため、各対象者が受けているケア時間の違いを対象者の特性の違いによって分類することとし、長期ケア施設と在宅ケア機関にてタイムスタディ及びアセスメント表による調査を行い、統計手法の一つである樹形モデル解析を用いて、6 つの分類の分岐点を決定した(表 I - 2、図 I - 1)。

表 I - 2 要介護度総合分類の分岐項目と基準

	IADL (問題の有無)	ADL (ADL 得点)	痴呆 (CPS レベル)	医学的管理 (処置数)
対象外	問題なし			
分類 I	問題あり	0-6	0-2	0
分類 II	同上	0-6	0-2	1つ以上
分類 III	同上	0-6	3-6	0
分類 IV	同上	0-6	3-6	1つ以上
分類 V	同上	7-12	問わない	0-1
分類 VI	同上	7-12	問わない	2つ以上

図 I - 1 要介護度総合分類のフロー図



以下、フロー図における分岐方法について解説する。

① IADLの項目と分岐点

IADL項目としては、「食事の用意」「家事一般」「金銭管理」「薬の管理」「電話の利用」「買い物」「交通手段の利用」の7項目があるが、これらのいずれかで実施上の困難がある場合は分類I～VIに、7項目とも問題がない場合は「対象外(自立)」に分類している。

② ADLの項目と分岐点

ADL項目としては、「移動」「着衣」「トイレの使用」の3項目を使用し、各項目のカテゴリーウェイト(表I-3)より、ADL得点を算出し、その得点が0～6点であれば分類I～IVに、7点以上であれば分類V～VIに分類している。

表I-3 ADL得点

評価	移動	着衣	トイレの使用
0.自立	0	0	0
1.観察・誘導	1	2	1
2.部分的援助	2	3	3
3.広範な援助	5	3	3
4.全面依存	5	3	4
8.7日間動作なし	5	3	4

なお、本年度の調査では、平成9年度からの調査内容の継続性及びADLの多角的評価の観点から「ベッド上の可動性」「移行」の2項目もあわせて調査している。

③ 痴呆の項目と分岐点

分類I・IIと分類III・IVを分ける痴呆による問題については、認知に関する「短期記憶」「自分を理解させる能力」「日常の意思決定を行うための認知能力」、及びADLに関する「食事の自己動作」の計4項目によって構成されるCPS(Cognitive Performance Scale、認知活動評価尺度)レベルを用い、そのレベルが0～2点であれば分類I～IIに、3～6点であれば分類V～VIに分類している(図I-2、表I-4)。

④ 医学的管理の項目と分岐点

医学的管理に関するアセスメント項目としては、「筋肉注射・皮内注射」「静脈注射」「点滴の管理」「中心静脈栄養」「透析」など17項目があり、いずれかの処置の有無により、分類IとIIに、分類IIIとIVに分類される。分類V・VIについては、処置の数が1項目以下の場合Vに、2項目以上の場合VIに分類される。

上記項目を整理し、アセスメント表としてまとめたのが要介護度総合分類アセスメント表(付属資料1)である。なお、これらのアセスメント項目は、信頼性と妥当性が検証されている在宅ケアアセスメント表(MDS-HC)の中から、選出されたものである。